

喜祝 出 身  
加 蒙 古 以 行 俗 女 部 言 科 遠 并 興 四 郎 永 從 紛 議 解 快  
一 件

內 務 省

日新報

覺

書

昭和二十年三月六日

遠藤武雄及遠藤梅代ハ内務省警保局ニ於テ會同シ蒙古  
政府駐日代表部寬良官及警保局植村理事官立會ノ下ニ左ノ通協定セリ  
一梅代ハ夫元蒙古政府治安部警尉遠藤與四郎方昭和十五年三月第二次後套

作戦ニ参加中ニ死不明トナリ昭和十九年三月其ノ死亡ヲ確認セラレタル  
ニ依リ該氏ノ事情ヲ考慮シ此ノ際實家ニ復籍ヲ決意シ遠藤家ハ其ノ離籍  
ニ同意スルコト

三遠兒實彦、善彦、瑞穂ノ三人ハ之ヲ遠藤家ニ殘スモノトシ遠藤家ノ  
決定スル場所ニ轉居セシムルコト

三亡與國島殉難ニ伴ヒ蒙古政府ヨリ給與セラントル慰恤金、退職賜金其ノ  
總合計金七千五百五十圓將來給與セラルヘキモノ金千七百二十圓ヲ含ミ又  
利子ハ之ヲ除クハ其ノ給與ノ趣旨殘留家族扶助ノ結ニ在リタルニ鑑ミ  
且現在迄ノ前梅代カ勤勞ノ傍生計及遺兒養育ニ努メ來タル心情ヲ參  
酌シ左ノ如ク之ヲ歸屬セシムルコト

一前亡與國島林職滿期以後離籍迄ノ間ニ於ケル梅代及遺兒三人ノ生  
活費及養育費トシテ梅代ニ歸屬セシム其ノ額ハ休職滿期ノ翌月タル昭  
和十六年四月ヨリ昭和二十年三月迄ニ至ル四十八月間ニ付キ一ヶ月ノ

秘

同上ノ所要費ヲ月額百圓トシ其ノ二分ノ一額金貳千四百圓及保管期間  
中生シタル利子ヲ合算シタル額トス  
其ノ殘額金ハ千六百九十五圓ヲ遺兒養育費トシテ遠藤家ニ歸屬セシム  
ルモノトス

右金額ハ本官定後速ニ保管者寬藤ヨリ武雄、梅代兩人ニ引渡スモ、  
トス但シ將來給與セラルベキモノハ梅代本人直接受領スルモノトス  
右ノ遺協定シタルニ依リ後日ノ爲メ茲ニ覺悟五通ヲ作成署名シ當事者及立  
會人各一連ヲ保存スルモノトス  
昭和二十年三月六日 內務省警保局ニ於テ

立會人

蒙古政府駐日代表部

屬官

警保局警務課

理事官

寬 俊 延



種村 一 男



神山 武 雄



內總人秘第六八一號

成紀七三七年四月九日

警保局長

蒙古聯合自治政府

內政部長

武 內 哲



日本帝國

內務省警保局長

殿

事務官

理事官

第二次後套作戰殉職者ニ關スル件

三月二十七日附警保局警務發乙第一九〇號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件  
左ノ通り及回答

戦死未確定者 九名

一官職氏名  
別表ノ通り

遠藤武雄の部令... 神山武雄... 種村一男... 寬俊延... 武内哲... 事務官... 理事官... 戦死未確定者 九名

三 戦死確認ニ至ラサル事由

同人等ハ第二次後套作戰（五原事件）終了スルモ歸還セス又遺骸モ發見スルニ至ラス生死不明ノ狀況ニ在リタルヲ以テ當政府及現地日本軍ニ於テ銳意之カ搜索ニ努メタル結果昨年七月ニ至リ當時戰場ニ於テ戦傷ヲ蒙リ抵抗力喪失シ在リタルヲ逆襲シ來レル敵ニ收容セラレ其ノ後某方面ニ移送セラレタル事概ネ明確トナリタルニ因ル（當時共ニ生死不明トナリタル警察官吏其ノ他政府職員等ノ内本件以外ハ同年七月二十日生死不明トナリタル日ヲ以テ北支派遣甘肅部隊長ヨリ戦死確認サレアリ）

三 現在ノ身分

文官分限懲戒令ニ依リ成紀七三五年九月二十日休職ヲ命セラレ一六  
月以上生死不明ノ職ニ因ル一成吉思汗紀元七三六年三月二十日休職  
期間満期ニ因リ失官ス

四給與

一 事件發生後ノ給與

休職ニ至ル迄俸給全額休職中ハ俸給三分ノ二ヲ正當受給者ニ支給シアリ

二 殘留家族ニ對スル扶助

特例ヲ以テ退職ニ準シ殘留家族ニ對シ退職諸給與金ヲ支給スル如ク決定セラレアリ 其ノ額別表ニノ通り

五 其ノ他參考事項

一 本件身分取扱及處遇ニ對スル内規別添ノ通り

二 右内規ニ基キ爲シタル借置ノ概要

退職諸給與金額裁定ト共ニ現住所々轄警察署長ヲ通シ右裁定通知書ヲ受給者ニ交シ請求書ヲ提出セシメタリ 而シテ請求書提出

アリシ分ヨリ順次送金シアルモ爲替管理ノ關係上其ノ送金若干週  
 延ヲ逸レサル狀況ニ在リ  
 本件ノ内給與金ノ分配ヲ總リテ家族間ニ紛争アル元藤尉遠藤與四  
 郎分ニ對シテハ右紛争解決後支給スヘク之カ關係方受給者現住所  
 々糖靜岡縣沼津縣警署長ニ依頼中ナルモ未タ解決セラレサル如ク  
 ナルヲ以テ支給手續留保中ナリ

別表一

五原事件ニ因ル失官者名簿

(内務省派遣者)

出身	任用年月日	官職	氏名
警視廳巡查 (巡查部長)	成吉思汗紀元 七三三、一三、二	治安部警尉	大塚 義則
同	同	同	遠藤 與四郎
三重縣巡查 (同)	七三四、七、一	治安部警尉補	中山 久雄
秋田縣巡查	同	同	兒玉 竹三
茨城縣巡查	同	同	福田 愛三郎
岡山縣巡查	同	同	岸川 子市
福岡縣巡查	同	同	杉 進
京都府巡查	同 七三四、七、一	治安部警長	小谷 峻義
千葉縣巡查	同 七三四、一三、二	同	小旗 勇





同	治安部 警長	同	同	同
委任待遇 月俸一五七圓	委任待遇 月俸一六三圓	委任待遇 月俸一七五圓	委任待遇 月俸一七五圓	委任待遇 月俸一七五圓
小 藤 勇	小 谷 駿 義	杉 進	岸 川 子 市	福 田 愛 三 郎
157圓	163圓	175圓	175圓	175圓
3768圓	3912圓	4200圓	4200圓	4200圓
0圓	235圓	0圓	0圓	0圓
3925圓	4310圓	4375圓	4375圓	4375圓
千葉縣山武郡大和村安養寺	高知縣安藝郡安藝町大字西濱	福岡縣筑紫郡春日村大字小倉	岡山縣久米郡久米村大字宮尾	茨城縣結城郡雙谷村大字大園村
父	妻 緣 内	妻	母	同
小 藤 國 三 郎	朝 比 奈 政 猪	杉 ヒサ子	岸 川 たつと	福 田 いと

同	同	同	同	同
委任待遇 月俸一五七圓	委任待遇 月俸一六三圓	委任待遇 月俸一七五圓	委任待遇 月俸一七五圓	委任待遇 月俸一七五圓
小 藤 勇	小 谷 駿 義	杉 進	岸 川 子 市	福 田 愛 三 郎
157圓	163圓	175圓	175圓	175圓
3768圓	3912圓	4200圓	4200圓	4200圓
0圓	235圓	0圓	0圓	0圓
3925圓	4310圓	4375圓	4375圓	4375圓
千葉縣山武郡大和村安養寺	高知縣安藝郡安藝町大字西濱	福岡縣筑紫郡春日村大字小倉	岡山縣久米郡久米村大字宮尾	茨城縣結城郡雙谷村大字大園村
父	妻 緣 内	妻	母	同
小 藤 國 三 郎	朝 比 奈 政 猪	杉 ヒサ子	岸 川 たつと	福 田 いと

一四海番重番一

蒙 古 聯 合 自 治 政 府

身分取扱及處遇ニ對スル内規

綏西地區派遣遭難者人事處理ニ關スル件  
 (成紀七三六年九月十六日總人秘第二八八九號總務廳長通牒)

綏西地區派遣遭難者中今回戦死確認セラレタル者及生死不明者ノ人事取扱ニ關シテハ左記ニ依リ處理スルモノトス

一、身分

生死不明者(戦死未確認者)ハ成紀七三六年三月二十日(休職期間満期間満了日)ヲ以テ失官トス

二、陞等増俸

(第一項戦死確認者ニ對スル事項ニ付省略)

失官スヘキ者ニ付テハ前項ノ詮議ヲ爲サス

三、給與

	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

府政治自合聯古蒙

五 (省略)

(1) 遺恤金トシテ俸給月額ノ二十四箇月以内ヲ支給スルコトヲ得

(2) 退職賜金ハ在職期間ノ計算ニ付休職期間ハ之ヲ半減シテ支給ス

準用ス  
前項給與金ノ支給ヲ受クヘキ家族ノ範圍及順位ハ恤金支給規定ヲ  
給與金ヲ支給ス  
(一) 戦死確認者ニ對スル事項ニ付省略  
(二) 戦死未確認ニシテ失官セル者ニ付テハ其ノ家族ニ對シ左ニ依リ請

月	送	受	及	號	局	議	合	日	月	付	受	及	號	局	管	主
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

丙

施行

三月二十七日



案起 昭和十七年三月二十三日

警保局警務課第一九〇號

主任

警保局長

警務課長

事務官

素

年月日

警保局長

蒙古聯合自治政府內政部次文苑

第二次後套作戰殉職者三箇之件

內務省

日  
第 第  
號 號  
送受 送受  
月 月  
日 日

先年貴官下五原地區ニ於テ殉職ニタル者

（内務省派遣員ニシテ）  
中末ノ戦死ヲ確認セラルガル者ニ付

左記事項至急御回示相煩度候

記

一 官職氏名

二 戦死確認ニ至ラサル事由

大日本帝國政府

三 現在身分

滿一年ニ於テ失官トナリタリトノ風評アリ其ノ事實ノ有無、茲ニ現在身分ノ取扱及將來ノ見込

四 給與

事變後為シタル給與ノ實際、茲ニ今ノ後ニ於ケル給與見込、特ニ残留家族ニ對スル扶助ノ有無

五 其他参考事項

（右内規ニ對スル身分取扱其他處過ニ關スル内規ハ寫）  
（右内規ニ基キ為シタル措置ノ概要）

（國定規格四六×三三）

三橋正太郎様へ  
ご挨拶  
三橋正太郎様へ  
ご挨拶

貴社へ  
ご挨拶  
三橋正太郎様へ  
ご挨拶

三橋正太郎様へ  
ご挨拶  
三橋正太郎様へ  
ご挨拶

お父文お許し下されば

私 昭和十五年三月二十日五右衛門事件の際不幸な  
生死不明となりまゝの 遠藤正太郎 宛の案内でございます。  
先日はお忙しの中、お時写を割と頂戴して、大変に  
失礼とお許し下さる。

私共と御共とは 東京市政府へ勤められたりも、  
たゞく内務省の紹介のございました故に、迄支那に  
お入りなされたら、個人紹介のございましたら、  
迄支那にお入りなされたら、個人紹介のございましたら、  
迄支那にお入りなされたら、個人紹介のございましたら、

早急にお知らせが、右の條項、お調べ願ひ存じます。

東京府自治政府は、生死不明と御共の、  
半平百 俸給金額、その中の半平百 俸給の三分の二と

Faint handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

給ふし下エリキに 生死不明と有りたるが満一年目に

失官と云ふ事にして 御手紙を下さる、といふ事

昭和十六年九月には申して参りた故(時の内政部次長から)

必要書類全部整へて 差し出さしたところ 今もして

何の音沙汰もありません

給ふが一録も参らぬ事、一斗年すぎたが 物置の

今日、非常に困ります。無論、食致さうが、は

思えば居りますか、八木(男)七木(男)三木(女)の子供を

かゝるの生活でいいます、何を する事も出来ず

今の状態です、

何卒一日も早く、御手紙を 下さり頂きますやうに

おねがい致します。

尚、遠藤豊太郎の本籍地は、遠藤豊太郎の義兄夫婦の

居ります故、そちらの市通知は、一度はたいへん

現住所におねがい致します。

Handwritten notes on the right page, including a circled section at the top. The text is dense and appears to be a continuation of the discussion on the left page.

其の後陸軍省へ参り軍事を以て失官といふ言葉は

おたやかのあり。日本は非常には良かぬ場合か

失官といふ事は甚だ。軍政府に於けるは、そのやうな事では

失官といふのは、そのやうな意味では、はつきり内いなり、あつた

尚、死確認の事はつて、現地の部隊と関係があるの

は、その部隊宛に内い合せよりか、その部隊宛とし

あつた事をい、そのお言葉をいひました。

私のは昭和十一年九月より航空郵便を三本

普通郵便と三本、その時の内政部長に手紙を内い

合せたところ、いかに到りませぬ、その過半はありませぬ

遺族より来るは、これ程大なる不安はありませぬ

五人匠の内務省を信じて行動をとりませぬ、その

何半の内務省より責任はとせ、お調べ頂きたいと

それより念ひに居ります。

大変乱筆乱文のゴトです、何半



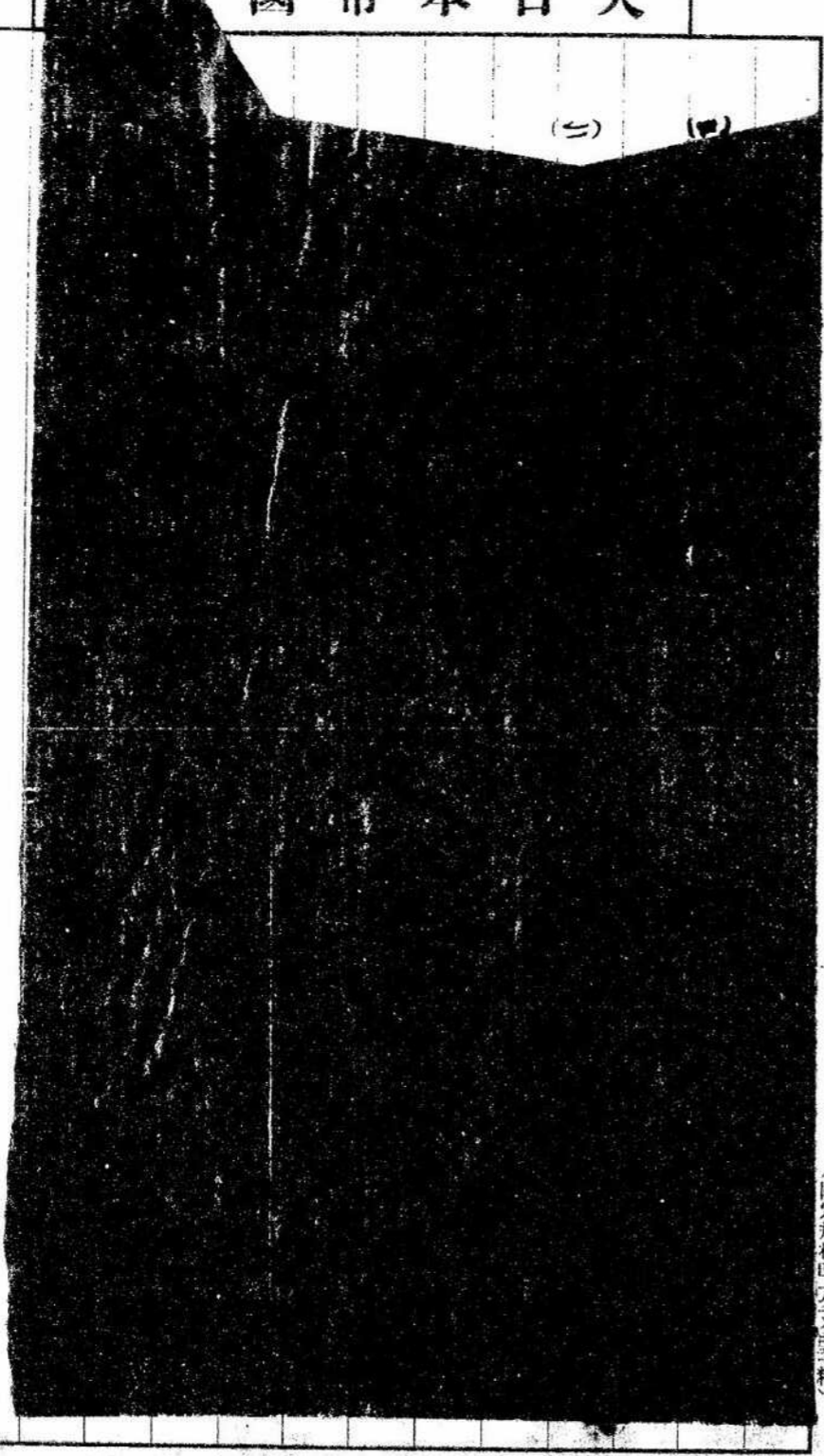
Handwritten text in cursive Japanese script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

おねがい致します。  
必要の時はお上り致します。何卒よろしくお願い致します。

三月二十五日  
沼津市松下八丁目一五  
野高方(生家)  
遠井梅代

肥田 様

大日本帝國政府



(三) (四)

(國定規格 四六×七五)

Vertical columns of faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

字

警保局警務發乙第一九〇號

昭和十七年三月二十七日

内務省 警保局長

蒙古聯合自治政府内政部次長 殿

第二次後套作戰殉職者ニ關スル件

先年貴管下五原地區ニ於テ殉職シタル者ノ中内務省派遣員ニシテ未ダ戦死ヲ確認セラレザル者ニ付左記事項至急御回示相煩度候

記

一官職氏名

内務省

Handwritten Japanese text, likely a signature or official stamp, partially obscured by a large ink blot.

一 官職刃込

知

元来及御事ヲ勤勞ナシテノ事ハ悉クニ付テ是等事案ハ御出申取進  
申付費費才五取財圖ニ列テ御知シタム事ハ中内務省派駐員ニ  
テ二大對等御事案ニ關スル事

蒙古細令自當與津内列將事計

内務省 警 務 司 封

昭和十三年三月二十日

蒙古細令自當與津内列將事計

内務省

三 戦死確認ニ至ラザル事由  
三 現在身分

滿一年ニ於テ失官トナリタリトノ風評アリ其ノ事實ノ有無  
竝ニ現在身分ノ取扱及將來ノ見込

四 給與

事變後爲シタル給與ノ實際、竝ニ今後ニ於ケル給與見込特  
ニ殘留家族ニ對スル扶助ノ有無

五 其ノ他参考事項

(イ) 殉職者ニ對スル身分取扱其ノ他處遇ニ關スル内規アラバ  
其ノ寫

(ロ) 右内規ニ基キ爲シタル措置ノ概要

規格 B. 5

内務省

大日本帝國政府

昭和十七年七月六日

內務省警保局警務課

種村內務理事官

木村沼津警察署長 殿

失官者諸給與金受給ニ關スル件

第二次後套作戰ニ際シ生死不明トナリタル當省推薦派遣ノ元蒙古  
政府治安部警尉遠藤與四郎家族ニ對スル諸給與金ノ受給等ニ付テ  
ハ豫テ多大ノ御配意相煩居奉深謝候邊ニ電話及御依頼置候六月二  
十五日付蒙古政府內政部次長來翰寫及諸給與金裁定通知書等確ニ  
受領仕候直ニ本件ニ關スル從來ノ斡旋者ノ一人タル蒙古政府駐日

其ノ事

（本）部御各ニ博々ハ申付申渡且ハ御事ニ關スル内政マシハ  
其ノ事參照奉

ニ參照奉送ニ博々ハ申付申渡

是等御事ニ關シハ御事ノ旨ニ奉答ニ付テハ御事見付

四

御事ニ付テハ御事見付

御事ニ付テハ御事見付

御事見付

御事見付

蒙古政府ニ奉命ニ請スル邊境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境  
十五日ニ於テ蒙古國境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境  
ハ蒙古國境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境  
三日前後ニ於テ蒙古國境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境  
後ニ於テ蒙古國境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境  
其旨ニ於テ蒙古國境ノ警備等ノ一人ニシテ蒙古國境

本報記者記者記者

内務省警察局長

日誌十月五日

代表部寬屬官トモ連絡ノ上本日妻梅代ヲ招致シ、裁定通知書ヲ交  
付致候

尙本件請求ニ付テハ本人目下東京ニ在住中ニシテ東京ニ於テ受領  
致度旨申出モ有之便宜其ノ住所ヲ東京市内務省醫保局警務課氣付  
ト記載セシメ同封及送付候條御了知ノ上蒙古政府宛御發送方御配  
慮相煩度候

尙曩ニ貴署御配慮ニ係ル本給與金受領後ノ措置ニ關シテハ先般不  
取敢貴署修多羅醫部補ニモ申通置候通り明年遠藤與四郎ニ對スル  
死亡確認等蒙古政府ノ何分ノ正式決定ヲ俟チ實施スルコトトシ、  
右時期迄ハ本給與金ハ便宜梅代名儀預金トシ前額寬屬官ニ於テ保  
管スル豫定ニシテ、遠藤武雄ニ對シテハ寬屬官ヨリ既ニ諒解ヲ求



大日本帝國通譯

武部次長 武部哲夫

蒙古聯合自治政府

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫

武部次長 武部哲夫



請給支金リ一意書梅代ニ於テ受飲人ニ如ク安結シ見人  
 報キ付添付裁定通知書ヲ受給者ニ付上請求書ヲ  
 提出ヤルニ様取計賜及兩及依頼申上候之ノ請求書  
 提出有之候、上り高方ヨリ受給者住所宛隔地拂一ヨリ  
 直接支拂可致ニ付若し現金ノ分ニ等ニ関シ紛糾由燃ノ  
 上云府之候即ハ受給者ノ住所ヨリ貴官ニ付ニ表示ヤシメラシ  
 度而シテ右手續ニ依リテ是令通知書申官ニ付書梅代ニ到  
 着上ハ関係者之會ニ上梅代ヨリ指定銀行又ハ郵便局  
 ヨリ現金ヲ受飲ヤルニ如ク御取慮賜及依頼申上候  
 関係者ノ何レニ現アヤハ不明ニ候、其ノ互讓、折冲、紛糾  
 ニ依リテ如斯醜状ヲ露呈シ申官ニ格別ノ御速成ニ付相掛候  
 事ト思料ヤラシ候、又申官者ハ東亞共栄圏確立ノ揺石トナリ  
 云々云々トシ本件関係者即チ貴ノ要ニ備付者ノ遺家

後三羽之候ハ御懇情ニ依リテ紛糾ノ根本原因解決ヲ  
 見ル如ク御盡力賜度御依頼申上候

尚為替管現等ノ理由ニ依リテ請求書到着ヨリ受給者ニ送  
 令到着迄ハ概ネ一ケトノ要スルノ事手續ヲ申官ニ依頼シ  
 タル上、本日既ニ代表部ニ通知致量候、付急申上候

[Large blank area with vertical lines, likely for a reply or additional notes]

冠省

本日御電話にて御話申上げました事  
梅代に對する諸給子金請求書及裁定  
通知書同封致しまたはる宜敷くお願い  
致します

七月二日

沼津警察署

修多羅警部補

種村理事官殿

沼津警察署

Large empty rectangular area with vertical lines, likely a form for recording information.

大日本帝國政府

蒙政内電第二三五号

竟属官へ

遠藤興四郎、件御盡力ヲ深謝ス

給與金ハ久光参事官ノ諒解ヲ得テ先ツ

警察署長ニ送附又御諒承相成度ニ後文

内政部次長

(規定規格四二公×三号紙)

駿東郡愛鷹村西稚路八九五番地  
遠藤興四郎

資産並負債調査

一 資産ノ部		二 負債ノ部	
種別	名義人	坪数	見積価格
不動産地	遠藤興四郎	三三三坪一勾	一、六六五円
田	〃	一及二畝八歩	七六五円
畑	〃	四及六畝六歩一	一、〇九〇円
山林	〃	一及四畝三歩	四四九円
家屋	〃	五棟 七三坪三合五勺	一、七五〇円
計			五、七一九円

備 役場台帳ニ依リ調査  
考

借入年月日	借入場所	借入名義人	金額	備考
昭和四年八月三十日	駿河銀行 青野支店	遠藤興四郎	一五〇〇円	銀行調査
不	駿河銀行本店		一七〇円	今家連名で借入依り調査
昭和十五年十月頃	兄弟一同		二〇〇円	又、十一年頃出所銀行支店より借入タレノ支所ヲタメ借入シテノ
不明	佐藤久子		八六〇円	詳細不明ニモ銀行ノ利息及生活費ニ充テタル借入シタリ
計			二、七三〇円	

備考  
一、駐在所調査ニ依ル  
二、資産及負債其他ノ家族ノ名義ノモノ無ク

駿河銀行本店調査ニ依ル負債				
青野支店分				
借入年月日	借入場所	借入名義人	金額	備考
昭和四年八月三十日	駿河銀行本店	遠藤興四郎	一五〇〇円	銀行調査
借入当時ノ利率	貸付利率		一五〇〇円	
返済ノ方法	見込		七〇円	見込
現在残元本	貸付元本		七〇円	見込
担保内訳	田一及二畝二歩	山林一及一歩	担保ハ藤後反一	
	畑三及一畝二七歩	山林一及一歩	担保借用	
	山林	畑二畝八歩		
	宅地	畑一及一歩		
名義人	遠藤興四郎	令	上	令

後附辭状

昭和十七年四月二十一日

警務課長

静岡県警察局長



内務省警保局長殿

理事官

元満洲五五五五

敬言尉

本月二十四日電話

志二閣之然多調停

沙箱起之容之及報告口通有之能

機曾子見之遺族梅代ヲ呼出之紛争ノ解決方ニ懇瀆心致度

退職賜金ノ分配ノ外ニ家督相続ニ関スル紛争アリ

遠藤警尉、妻梅代、妹静江ト達藤ニ承

武雄ト皆相続スルカ目下離縁中ニテ事件解決ノ

痛クモスモノト知シ

其感傷カ

静岡県警察署

静岡県警察署  
静岡県警察署  
立

沼親九九

昭和七年四月二十五日

静岡県沼津警察署長 署長 沼親九九

静岡県警察署長 殿

失官者 諸給典ヲ繰ル 遺傳ニ付

昨三ノ重シク此ノ力ニ係ル 元治安部 署長 遠藤典四郎

失官者 諸給典ヲ繰ル 遺傳ニ付 給典 遺傳ニ付 給典 遺傳ニ付

訃

一 沼親九九

昭和七年四月二十五日 人 沼親九九

静岡県沼津警察署

長古井台自治会

三 貴州 家族ノ状況  
 貴州ノ政治部長外田哲夫より調査方照  
 會打之ハル化ハ

イ 家族

貴州省都匀縣馬村西推助ハ九五番地

ト云

トモ志 子ナリト云ク改姓古ハ三子

ノ二子ハ二妹及長男請 夫 是ニ出ヤハ

ハ生計モ他

口 調査内容

家ノ出乃田畑五反ハ新炭了リハ林

十ニ十七 負債二千餘日アリ

ハ生計モ他

自ノ作農ニシテ果樹ノ五民学校訓導ヲ

ナル生計アリト云ク

殊ニ此田即ハ女トハ折古事アリナリ

殊ニ此田即ハ女トハ折古事アリナリ

殊ニ此田即ハ女トハ折古事アリナリ

殊ニ此田即ハ女トハ折古事アリナリ

三 瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

瀘州ノ状況

蒙古聯合自治會



一 借給出に双方有財人 可成(借方)の  
 上子女も故事の借財人ト云  
 二 故事の借財人 弟武雄(母方)の  
 借財人ト云(借財人成守) 借財人ト云  
 三 借財人 借財人 借財人 借財人ト云  
 四 借財人 借財人 借財人 借財人ト云

一 借給出に双方有財人 可成(借方)の  
 上子女も故事の借財人ト云  
 二 故事の借財人 弟武雄(母方)の  
 借財人ト云(借財人成守) 借財人ト云  
 三 借財人 借財人 借財人 借財人ト云  
 四 借財人 借財人 借財人 借財人ト云

福ありあふ  
 名多しに見えり  
 同部初ねの非一案件の事武雄と高  
 家との縁縁せしめんとんは伸の縁手十  
 八  
 是意の付くは母方の祖意の長子  
 母方の安の諸諸共一切中遺思の  
 分備母卜梅代親子の別形生地  
 雲海有るにありなりや 以上

一七九三梅代氏

内務會第三七八號

成紀七三七年七月二十九日

蒙古聯合自治府内政部  
文出官 山口 徳夫

車庫市労働省警保局警務科 兼行  
 遠年梅代殿

五原事件關係戦死者贈給與命送命ニ關スル件

昭和十七年七月七日附請求アリル贈給與命左記内譯ノ通り

第一 銀行（郵便局）宛送命セシニ付受領相成度

追而領收ノ上ハ別添受領證ニ押捺折返シ送付相成度

内譯

一、主席感謝狀併賜金

二、成紀七三七年十一月十二日給第一一五號内政部長裁定ニ係ル贈給與命

三、成紀七三七年十二月二十三日給第三七四號政務院長裁定ニ係ル贈給與命

計

五三三五圓

蒙古聯合自治政府

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

用-0016 B列4

**大 日 本 帝 國 政 府**

內經會第三七八號  
成紀七三七年七月二十九日

蒙古聯合自治政府內政部  
支出官 山口 德次

東京市内務省警保局警務課 氣付  
遠 藤 梅 代 殿

五原事件關係戰死者諸給與金送金ニ關スル件  
昭和十七年七月六日附請求アリタル諸給與金左記内譯ノ通貴地  
第一銀行（郵便局）宛送金セシニ付受領相成度  
追而領收ノ上ハ別添受領證ニ押捺折返シ送付相成度

一、主席感謝狀併賜金

内 譯

手印總務部印鑑

內 務 部

一 四

大日本帝國勸進

臣等謹將大正八年勸進金ノ事陳明

一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事

勸進金ノ事、一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事

勸進金ノ事、一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事

勸進金ノ事、一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事

勸進金ノ事、一、勸進金ノ事、一、勸進金ノ事

支出官 山口 廣 次

蒙古聯合自治政府內務部

大正八年十二月二十一日

大日本帝國政府

一、成紀七三七年十一月十二日給第一一五號內政部長裁定ニ係ル諸給與金

一 圓

二、成紀七三七年十二月二十三日給第三六六號政務院長裁定ニ係ル諸給與金

五三七五圓

計

五三七五圓

勳章第三十三号十一月二十三日勳章第六次勳章總額對照表二附小冊發與金 五三〇五圓  
 勳章第三十三号十一月二十三日勳章第六次勳章總額對照表二附小冊發與金 五三〇五圓

印

五三〇五圓

(寫)

諸給與金裁定通知書

給與權者姓名	姓 名	最終官等俸給	原官吏官職名	裁定年月日	裁定番號
本人或續柄 妻 遠藤梅代	遠藤與四郎	委任二等十六級俸	治安部警尉	成紀七三六年二月三日	給第三六六號
譯 內 定 裁					給與金額
慰恤金	退職慰勞金	遺族恤金	死亡賜金	退職賜金	
五一六〇〇〇				一一五〇〇	五千參百七拾五圓整

按右開查定無訛

蒙古聯合自治政府政務院長 印



きかは便郵



東京部  
内務省 庶務課  
種村理事官 取

121

種村理事官

展

子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は	子 は は は
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

公陽春、初尊堂益、御清穆之段慶賀奉存候  
 有、遠藤與四郎儀、蒙古聯合自治政府治安部ニ勤務中夫  
 十五年三月二十二日五原縣警備中コノ方面、戦闘ニ於テ戦没仕候  
 処ニ謹而生前、御厚誼ヲ深謝シ御通知申上候  
 而告別式ハ五月十日午前九時半ヨリ佛式ニヨリ自宅ニ於テ相嘗ニ可申候  
 心時前柄御供物、儀八回、拜辞仕候

和十九年五月十二日

静岡縣駿東郡愛鷹村四推路八九五

子 遠 藤 靖  
 妻 遠 藤 梅  
 弟 遠 藤 武  
 外 親 戚 一  
 代 彦  
 同 雄

ありはなはと  
 へりた  
 はた局  
 ひまりまた  
 まー  
 心びさるる  
 の 察 合  
 まも  
 といふま

内務省警務課内  
 種村理事官 殿

小 講 師 遠 藤 家 為 責 任 を 持 ち、あ り 子 供 達 と  
 又 て 々 々 の 方 々 と 一 つ 一 つ 話 合 へ 申 上 げ 申 上 げ  
 遠 藤 家 を 離 れ 去 っ け ば、と い う 旨 の 旨 話 局  
 男 の 方 の 考 え 方 の 考 え、と お 話 せ 申 上 げ 申 上 げ  
 大 喜 び の 旨 話 局 を 申 上 げ 申 上 げ  
 悲 痛 の 旨 話 局  
 今 月 二 十 日 附 子 供 三 人、た い っ 子 の 家 族 会 へ  
 遠 藤 家 を 離 れ 去 っ け ば、と い う 旨 の 旨 話 局  
 た い っ 子 の 家 族 会 へ 入 社 せ ば、と い う 旨 の 旨 話 局  
 津 路 村 へ は、お 礼 状 四 人 づ け と い う 旨 の 旨 話 局  
 目 録 として

内務省警務課内  
 種村理事官 殿

青森県 青森市 青森市 青森市 青森市



「子供迄水もいりから書取置かんとあるが  
 合監として冬迄のをよみよすなり  
 種村理事官殿よりや仰せ頂きまつた  
 御事すすやな食そけけるよ、の御言葉  
 決まるとは作はいりせん  
 仲より子供迄水でいりよ合監はなるとせん  
 わきり、本意に因らかんて居りませう  
 最善をてすは陰で居りませう  
 日本一のやいやかな奉養金を目ざして  
 何卒お共よりく申指導頂きませう  
 お中より、お中より、

種村理事官殿

遊首梅代様

野も山も樹々のみどり輝きませう  
 すつり初夏らしくなりませう  
 冬よりすくやりの御事と申上げませう  
 平素は申せ河原のやうな下りませう  
 お申訳よく申して居りませう  
 先日は又申す用お和意や上げませう  
 失禮のやうに  
 実には先日の御事お申上げませう  
 何と申しませうか、女性の御事お申上げませう

内務省警務課内  
 種村理事官殿

青森県馬場町  
 鎌倉高等女学校

鎌倉高等女学校

申すをいふにせうか。お笑ひの下さるもせ。  
 わたしー帰るのちーかて 子供等も  
 ーいー見たり等き 父親の昔といふ事だて  
 澤山ではなりのけい、せめて母親ありとも  
 考へさせられずした。  
 こんろ親ひも 子供等は 大変なうけいんで  
 くれりし わたしーの古のけいはよくありて  
 くれやす。この子供等を 遠く家へ取りて  
 来る幸に 子供等の 母親をきかてくれり  
 よろめい、のりすが 志れ兼ぬらう 情事を  
 子供等の 大なる 重荷を 背負はせる事  
 となりは かりせうか。

謹啓

今次大東亜戦争ニ於テ名譽言ノ戦死ヲ遂ケラレタル

故 陸軍兵長 小野 定 夫君

蒙古五原ニ於テ警備中敵襲ヲ受テ殉職セラレタル

故蒙古自治政府治安部警佐 遠藤 與四郎 君

ノ村葬儀ヲ左記ニヨリ執行仕リ候間御臨席ノ榮ヲ賜リ度此段御案内  
申上候也

記

一日時 昭和十九年五月十八日十二時三十分

一葬場 愛鷹村國民學校

一葬儀 佛式

追テ弔詞御用意ノ向當日受付ハ御示シサレ度御願申上候

昭和十九年五月十二日

静岡縣駿東郡愛鷹村長 江本 恭

内務省警務課内

種村理事官

殿



謹啓

今次大東亞戰爭ニ於テ名譽言ノ戦死ヲ遂ゲラレタル

故 陸軍兵長

小野定夫君

蒙古五原ニ於テ警備中敵襲ヲ受ケ殉職セラレタル

故蒙古自治邦政府治安部警佐 遠藤與四郎 君

ノ村葬儀ヲ左記ニヨリ執行仕リ候間御臨席ノ榮ヲ賜リ度此段御案内申上候也

記

一日時 昭和十九年五月十八日十二時三十分

一葬場 愛鷹村國民學校

一葬儀 佛式

追テ弔詞御用意ノ向ハ當日受付ハ御示シテサレ度御願申上候

昭和十九年五月十二日

静岡縣駿東郡愛鷹村長 江本恭

内務省警務課内

肥田公太郎

殿



五原事件行方不明者遠藤與四郎諸給與金請求  
受領ニ關スル家庭紛争調定調査



一、原 因

(1) 梅代ハ與四郎ト結婚後東京ニ居住シ母トモ其他ノ兄弟ト同居シタル事ナク從テ意志ノ疏通ヲ缺クモノ有リ

(2) トモ、ハ從來久子ノ孝養ヲ受ケ居リ新ニ梅代ノ世話ヲ受クルヲ潔シトセズ

(3) 梅代ハ與四郎渡蒙後妊娠ノ爲野高家ニ在リテ分娩シ健康回復シタル昭和十五年四月ニ張家口ヘ移轉スベク準備萬端完了シタル虞同月五日頃與四郎行方不明ノ來電ニ接シタル爲渡蒙ヲ中止シ相變ラズ野高家ニ居リタリ然ル所政府ヨリ與四郎行方不明後ノ俸給支給ニ關シ、トモ、ト梅代兩名ニ照會有リ之ニ付テ、トモ、ハ梅代ガ實家ニ居住シ居ルハ嫁ノ道ニアラズシテ俸給ハ本籍ヘ送金方政府

（一）梅代が實家ニ於テ與四郎ノ俸給受領ニ對シ反對ガ有リ水ク實家ニ  
居ルハ嫁トシテノ遺ニアラザルヲ以テ梅代ハ子供三人ヲ連レ昭和  
十五年五、六月ノ二ヶ月間ヲ、トモ、ト生活シタリ  
其ノ間與四郎ノ俸給ハ全額、トモ、ガ受取り梅代ハ子供三人ト小  
使ニモ窮スル状態トナリタル爲愛鷹村長ノ厚意ニ依リ村役場ノ吏  
員トナル可ク、トモ、ニ相談シタルモ自分ハ久子ノ子供ヲ見ナケ  
レバナラヌ故梅代ノ就職ニ反對サル此處ニ於テ感情尖鋭化シ久子  
ノ子供ト梅代ノ子供トノ争ヒモ有リ居ルニ居ラレズ梅代ハ昭和十  
五年七月妹靜江ヨリ洋裁ヲ習フヲ理由ニ、トモ、ノ諒解ヲ得子供  
ヲ連レ實家ニ歸ル其後モ與四郎俸給受領シタル時ハ、トモ、ニ毎

ヘ四答シタルモ其後梅代ガ實家ニ於テ之ヲ受取り、トモ、ニ對シ  
テ八月々二〇圓乃至一五圓ヲ小使トシテ送金シタリ  
（二）梅代ガ實家ニ於テ與四郎ノ俸給受領ニ對シ反對ガ有リ水ク實家ニ  
居ルハ嫁トシテノ遺ニアラザルヲ以テ梅代ハ子供三人ヲ連レ昭和  
十五年五、六月ノ二ヶ月間ヲ、トモ、ト生活シタリ  
其ノ間與四郎ノ俸給ハ全額、トモ、ガ受取り梅代ハ子供三人ト小  
使ニモ窮スル状態トナリタル爲愛鷹村長ノ厚意ニ依リ村役場ノ吏  
員トナル可ク、トモ、ニ相談シタルモ自分ハ久子ノ子供ヲ見ナケ  
レバナラヌ故梅代ノ就職ニ反對サル此處ニ於テ感情尖鋭化シ久子  
ノ子供ト梅代ノ子供トノ争ヒモ有リ居ルニ居ラレズ梅代ハ昭和十  
五年七月妹靜江ヨリ洋裁ヲ習フヲ理由ニ、トモ、ノ諒解ヲ得子供  
ヲ連レ實家ニ歸ル其後モ與四郎俸給受領シタル時ハ、トモ、ニ毎

（イ）遠藤家トシテハ武雄ガ離縁トナリタル上ハ梅代モ當然離縁ヲ申出ツベキト思ヒ居リ使者ヲ立テ野高家ニ通ジタルモ子供三人モ有リ現實ノ問題トシテ不可能ノ状態ニアリ尙梅代ハ絶對反對セリ

月二〇日圓宛送金シ居リタリ

（ウ）遠藤武雄ハ野高家ニ在ル間中養父ニ相談ナク自己ノ俸給ノ大半ヲ以テ遠藤家ノ負債ノ返済等ヲナシ居リ之ニ對シ面白ラザル感情ノ有リタル處ニ本件ノ如キ紛争ガ起リ、トモ、ガ與四郎ナキ上ハ武雄ノ復縁ヲ希望シタル爲相互諒解ノ上離縁トナル（別紙戸籍謄本参照）

（参照）

（ハ）前記ノ如キ経緯ヲ以テ紛争極ニ達シ野高家ト遠藤家ハ殆交渉ナクナリタリ

二 經 過

昭和十六年十二月二十日頃沼津警察署ヨリノ呼出シニ基キ、トモ  
武雄出頭本紛争圓滿解決方懇懇セラル依ツテ十二月三十一日武雄ハ  
梅代ニ電話ヲ以テ與四郎ノ諸賜金ハ當方ニ於テ受取り妻子ノ事ハ  
充分考慮致スガ如何ト相譲リタル處梅代ハ承諾シタリ  
其ノ後梅代ヨリ電話有リ右同意ヲ取消シタリ  
其ノ後武雄ト梅代トノ間ニ左記ノ通り交渉有リ  
武雄ハ賜金ノ受領ニ關シ左ノ通り家事整理致シ度シト提案ス

案

一、賜金ヨリ

(1) 與四郎ノ葬儀費

(2) 母、トモ、ニ賜金ノ一部ヲ與ヘル

(3) 右支出ノ残りハ梅代之ヲ保管シ子供ノ養育費ニ充當

ニ與四郎名儀ノ財産ハ之ヲ武雄名儀ニ變更シ母トモノ孝養位ニ

妹二人ノ面倒ヲミル等家事全般ヲミルモノト致シタイガト

右案ハ梅代ヨリ全面的反對ヲ受ケ立消トナル

武雄ヨリ  
梅代ニ提議方申留キタルモ其ノ後何等連絡ナシ

昭和十七年四月十一日

沼津警署ニ於テ小杉警部立會ノ上

甲  
遠藤 トモ  
佐藤 金平  
武雄

乙  
野高 久吉  
遠藤 梅代  
石渡 政夫 (梅代ノ母方ノ伯父)



甲ノ提議

(1) 奥四郎ノ賜金ハ、トモ、ガ受取り其ノ賜金ヨリ奥四郎ノ葬儀費、亡父竹次郎ノ負債約一五〇〇圓、秀夫ノ借金五〇〇〇圓ヲ支辨シタシ

(2) 右殘金ハ其ノ五分ノ四ヲ梅代ニ與ヘ子供ノ養育費トシ五分ノ一ハ、トモ、ガ之ヲ受取りタシ

(3) 家事ハ之ヲ舉ゲテ武雄ニ引續ギタシ

乙ハ右提議ノ不合理ナルヲ以テ贊成ノ余地ナク相互協議ノ上

(1) 梅代ガ賜金ノ受領ヲナシ葬儀費ト亡父竹次郎ノ負債約一五〇〇圓ヲ支出シタル残りハ之ヲ遺兒ノ養育費ニ充當スベク纏リタリ

あり

心算を要するものあり、其の必要を以て、教育費を削減するものあり、  
由り、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、  
教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、

心算を要するものあり、其の必要を以て、教育費を削減するものあり、  
由り、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、

一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

心算を要するものあり、其の必要を以て、教育費を削減するものあり、  
由り、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、

心算を要するものあり、其の必要を以て、教育費を削減するものあり、  
由り、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、教育費の削減を以て、

中へ

(2) 佐藤金平夫婦子供ヲ他ニ轉居セシメラレ度シ

右相互諒解有リタルモ翌日、トモ、ハ警察署ニ出頭前日ノ話合ニ  
不同意ヲ申出タリ

(3) 梅代ハ妹靜江ト洋裁ニ従事シ居リタルガ將來ヲ考慮ノ上洋裁教

師トシテ獨立自營シ晴彦外二名ノ養育ニ當ル責トスベク十七年

五月ヨリ東京市品川洋裁學院ニ入學シ居リ昨年三月ヨリ與四郎

傳給支給停止以來今日迄梅代親子四名ノ生活費ハ總テ實家ノ

ナラザル生計費ノ負擔トナリ居リ

梅代トシテハ現在精神的物質的ニ困窮シ居ル状態ナリ

昭和十七年五月二十九日午後八時沼津驛前太平館ニ於テ午後八時

ヨリ電屬官立會ノ下ニ

日清議定立憲ノ事ニ

民國十年十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

十月五日、日清議定立憲ノ事ニ、

甲  
遠藤武雄  
佐藤金平

乙  
野高久吉  
遠藤梅代  
解江

寛  
勲  
賞

皆様相互ノ御意見ヲ別々ニ承リ私ハ第三者トシテ客觀的ニ考察致シ  
マシタ處皆様ガ目的即チ遠藤家ノ名譽ト隆昌ノ爲其ノ方法手段ヲ具  
ニシテ居ラレ殊ニ奥四郎氏ガ五原事件ト申シマス蒙古治安肅正工作  
ニ捨身力闘サレタルハ實ニ尊イ犠牲デアリマスシ残りシ妻子ノ生活  
ノ安定ト云フコトハ政府トシテ出來ル限リノ事ヲ致シ度イト思ツテ  
居リマス本件ガ圓滿ニ和解出來レバ御互ノ爲チ御座イマスガサウデ





Vertical Japanese text on the right page, likely a continuation of the document's content.

電 贈トス

次ニ母止トモサンニ賜金ノ一部ヲ差上ゲルト云フ事ハ五分ノ一トカ最初カラ限定シナイデ只簡單ニ世間カラ眺メ十人ガミテコレナラ適當ナリト云フ金額ト云フ事ニシタラ如何デ御座イマセウカ、梅代サンモ之カラ先三人ノ子供ヲ負テ社會ノ荒波ヲ乗越エネバナラヌシ母上トモサンヘ立派ナ子供サン方ノ奉養ヲ受け老後ヲ安ラカニ送ラレルノトヘ大分趣ガ違ヒマスカラ最初カラ金額ヲ定メナイ事ニシタラ如何

武 雄

善ク御話ハ判リマシタ御尤デス

梅 代

御 介

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

九 敷

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御介、御介ハ既リマシキ、御介ナシ

御 介

御 介

宣 敷ウ御 介イマス

宣

第三番目ハ亡父竹次郎氏時代ノ負債約一五〇〇圓ハ當然與四郎

氏ノ責任ニシテ從ツテ梅代サンハ之ヲ拂フ義務ガ有リマスネ

殊ニ財産ガ擔保ニ入ツテキルノデシタラ早ク御拂ヒニナツタ方

ガ得策デヘアリマセンカ

武 雄、梅 代

御 拂ヒ敷シ度イ

宣

第四番目ハ秀夫氏ノ借金五〇〇〇圓ハ其ノ生ジタル経緯ヲ考ヘ

亦秀夫氏本人ハ立派ニ社會ニ生活シテ居ルノデアリマスカラ現

在ヘ返済ノ能力ガナイト云フ理由カラ之モ屬金ヨリ返済スルノハ

此ハ重信ノ強クヤトイテ其ノ後何カモ其ノ事無クモリ被テカノハ  
其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ  
其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ

其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ

其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ  
其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ  
其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ

其ノ後其ノ家入ハ其ノ事無クモリ被テカノハ

梅代  
宜敷クナイト思ヒマス其間内田庄作氏ト秀夫サンハ叔甥ノ間柄  
協議ノヤリ様デハ暫ク待ツテ貰ツタラ如何デスカ

梅代  
最初カラノ私達ト同意見デス現ニ分家シテ居ル者ノ負債返還済  
ハ出来マセヌ

武雄  
兄弟ノ情カラ之ヲ此ノ際立替エテ拂ツテ貰ヒタイト思ヒマスガ  
梅代  
ソレハ不可デス弟ノ放蕩シタ借金ヲ兄ガ身ヲ投出シタ爲ニ下サ  
ル賜金カラ返済スルト云フノハ筋ガ合ハナイト思ヒマスガ

寛  
武雄サン此ノ賜金ハ妻子ノ生活安定ノ爲ノ金デスカ其ノ點誤



カ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

ハ兵士ノ事ノ詳ハ別紙ノ事ナリ...

解シテハイケマセヌ

武雄

善ク判リマシタ第ニ返済サセルコトニ致シマス

寛

テハ最後ニ残りノ賜金ハ子供ノ養育費ト云フ梅代サンノ御意見ニ私等第三者トシテハ双手ヲ擧ゲテ賛成シマスガ武雄サン如何デスカ

武雄

御尤テ御座イマスガ梅代サンハ母及妹達ノ面倒ヲ見タリ家事ヲミタリ出来ナイ状態ニ有リマスカラ賜金ノ受領ノ問題ト同時ニサウ云フ點ニモ觸レタイト思ヒマスガ

寛

梅代

モウ少シ具体的デナイト私ニハ分リマセヌガ梅代サン如何デス

遺蔭家ニ同居出来得ナイノハ私ノ至ラヌ點モ有リマセウガ他ニ  
モ其ノ理由ハ有リマス從ツテ奥四郎ノ財産中家屋敷丈ハ母上ノ  
名儀トシ其ノ他ハ全部婿産ノモノトシテ之ヲ武雄サンニ管理ヲ  
御願ヒシタイト思ヒマスサウシテ母上ノ亡クナラレタ跡ハ家屋  
敷ヲ武雄サンガ受領ガレ婿産成年ニ達シタル場合ハ婿産名儀ノ  
財産ハ婿産ニ引續ガセタイ

寛

財産分割ノ點迄私ハ立入ル事ハ出来マセヌ  
武雄サント梅代サン二人デ話合ツテ下サイ

武雄

其 後

方欲せんといふ事許せん二人を結合せしむる事  
 川崎金助の調停に依りて二人は出立マサス

國有ハ國有ニ歸スル事ト

神足方親王の位を授けられし神足親王ニ譲りて其の位を繼承せしむる事ト  
 神足親王の位を繼承せしむる事ト  
 幸甚といふ其の位を繼承せしむる事ト  
 子其の位を繼承せしむる事ト  
 蒙難案ニ因りて出来得ずトハ云ふ事ト  
 蒙難案ニ因りて出来得ずトハ云ふ事ト

併 外

子其の位を繼承せしむる事ト

梅 代

家尾教ハ祖先傳來ノモノ故之ハ全部精産ノモノトシ残りノ財産  
 ノ半分ヲ精産ト云フコトニシ残りヲトモ名儀ニシタラ如何

失禮チセウ總テガ與四郎ノモノヲ自分勝手ナ話デスト反對ス  
 武雄、梅代間ノ話合ヒニテ妥協ノ様子ナキ爲野高久吉氏本件ハ  
 改メテ協議スベク提議シタルモ佐藤金平氏後ニ殘ラヌ様皆決メ  
 タ方ガ宜イト思ヒマストノ意見

梅 代

興奮ノ極涙シテ他人ハ黙ツテ居ナサイト佐藤氏ヲ封ジル  
 此處ニ於テ双方意見對立逆轉ノ形勢ニ有リ因ツテヤムナク

寛

私ハ遠藤家ノ財産分割ニ付テハ立入ルベキ筋合テハアリマセヌ

カラ只單ニ傍聽者トシテ又今迄色々御話シ申シ上ゲテ來タ關係  
上御參考迄話サシテ實ヒマス  
梅代サントシテハ遠藤家ニ入り立派ニ與四郎ナキ跡ヲミテ行キ  
タイト思ヒマシテモソレガナラヌ事情アルシ歎トシテノ道ガ盡  
セヌト云ツテ之カラ先小サイ子供三人ヲ連レテ洋裁教師位ノ收  
入デハ母上ニ御小使モ差上ラレヌカラ家屋敷ヲ母上ノモノトシ  
テ其ノ他ノ婿彦名儀ノ財産ノ果實ヲ以テ自分ニ代リ秀雄サンヲ  
シテ孝養ヲ盡シテ頂キ其ノ他ノ家事モミテ實ラヒタイト云フノ  
ダト思ヒマス梅代サンガ弱イ女ノ力デ子供三人ヲ立派ニ遠藤家  
ノ名聲ヲ博スベキ男兒トシタル場合ハ現在ノトモサントノ仲達  
ヒモサルコトナガラ祖先、竝ニ夫與四郎氏ニ對シテノ孝養ヲ完  
全ニ盡シタモノト云ヘルト思ヒマス

此ハ續後ノ御話代略ニ付テハ入ルベキ事重合テハテリマシヌ

此等ニ就テ返テ意見盡ク披露ノ機得ニ依リ因々マテテムナク

及昔ノ家將ニマテ人ハ御マテ御マテトイテ御話ニ付テ

御  
代

此等ノ御話トイ思フマシイノ意見

御マテ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ

御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ

御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ

御  
代

御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ

御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ御話ニ付テ

念ニ憐ミテ申ノイ故ヘヨイ思ヨマス

ヨシヤハロイナガモ願望ニ天賦四肢ハニ世ニキノ終焉ニ宗  
ノ降臨ヲ望ムル事世間イニクハ組合ハ與テノイテサセノイノ時  
キイ思ヨマス願望サシニ改竊トテノイテ千則三人ニ立成ニ與テ  
ニテ望ミテノイテ更ニ其ノ望ノ望ニテサシノイテノイテマ  
テノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテ  
人テハ望ミニ願ハシキ事トシテノイテノイテノイテノイテノイテ  
少又ノ望ミテ更ニ其ノ望ニテサシノイテノイテノイテノイテノイテ  
トノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテ  
望ミテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテノイテ  
土師參家望望サシニ望ミヨマス

亦武雄サンニシテモ母上ノ名儀ノ財産ガ少イカラトテ母上トカ  
御令妹様ノ面倒ヲミル事ガ出来ナイト云フコトハ子供トシテ云  
ヘルモノデモナイト考ヘマス、妹ニ婿彦君ガ成年ニ達スル迄ニ  
ハ之カラ十年余リモ有リマスカラ其ノ間現在ノ金財産ヲ預ル時  
ハ充分ヤレルノデハナイカトコウ考ヘルノデアリマス親ノカ、  
リ兒ハ一人ト申スサウデスカラネ幾ラノ財産ガ有ルノカ私ハ判  
明シマセヌガ只御参考迄ニ申上マス

武雄

長時間考ヘタル上梅代サンサヘ宜シカツタラ同意シマスト

寛

コレデ私ノ役目モ無事相濟ミマシタ様ナ次第デ皆様ニ厚ク御禮  
申上マス、武雄サンニ御願致シタイ事ガ一ツ有リマス

甲士マス、海軍等ニ歸属せんとす。海軍一ノ命ヲマス  
ロノテ、海ノ船員ヲ海軍ニ歸シマス。海軍一ノ命ヲマス  
海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。

國々マオヌ、海軍等ニ歸属せんとす。海軍一ノ命ヲマス  
り、海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。  
海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。  
海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。海軍一ノ命ヲマス。

ソレハ母上トモサンニモ御目ニ掛ツテ色々御話申上ネバナリ  
マセヌガコノ様ナ紛争調定ニ當リマシテハ貴殿ガ兩方ノ事情  
ニ精通シテ居ラレマスカラ今夜ノ件ハ貴殿ガ責任ヲ以テ母上  
ニ納得サシテ頂キ度イ

武 雄

承知致シマシタ責任ヲ以テヤリマス

寛

皆様御多忙ノ慮有難ウ御座イマシタ  
今後ハ遠藤家隆昌ノ爲相倚リ相助ケテ行カレマス様願ヒマス  
時ニ三十日午前〇時三〇分散會ス

以 上

遺囑家 families 紛争 調定ニ對スル考察（實屬言）

一、抑紛争ノ根本ハ遺囑家ニ負債ガ有リ之ガ返済ニ關シ内田庄作、佐藤夫婦ノ介在ガ影響スル處大ナルモノ有リ

二、遺囑與四郎ノ賜金ニ關シテハ一應妻梅代ノ意見通り調定完了シタルモ尙双方釋然タラサルモノ有ルモノノ如シ

三、因ツテ賜金受領後之ガ使途分配上ニ於テ梅代ガ適當ナル行爲ヲナサザレバ亦紛争再燃ノ懸念有リ

四、賜金受領後ノ處理ニ關シテ政府ガタツチスベキニ非ザルヲ以テ一應以上ヲ以テ調定完結トス

以上

遺囑家 families 紛争 調定ニ對スル考察（實屬言）

一、抑紛争ノ根本ハ遺囑家ニ負債ガ有リ之ガ返済ニ關シ内田庄作、佐藤夫婦ノ介在ガ影響スル處大ナルモノ有リ

二、遺囑與四郎ノ賜金ニ關シテハ一應妻梅代ノ意見通り調定完了シタルモ尙双方釋然タラサルモノ有ルモノノ如シ

三、因ツテ賜金受領後之ガ使途分配上ニ於テ梅代ガ適當ナル行爲ヲナサザレバ亦紛争再燃ノ懸念有リ

四、賜金受領後ノ處理ニ關シテ政府ガタツチスベキニ非ザルヲ以テ一應以上ヲ以テ調定完結トス

以上

蒙古聯合自治政府駐日辦事處

遼 藤 家 同 居 者

- 遼 藤 トモ (六二才) 奥四郎ノ實母健在
- 武 雄 (三二才) 實弟 (沼津市第四國民學校教員  
元野高靜江ノ夫ニテ月俸七〇圓位)
- 秀 夫 (二六才) (分家シ奉天ニ居住)
- 春 雄 (二四才) (出征中)
- サカエ (二一才) 實妹 (國民學校教員月俸四〇圓)
- 實美子 (一八才) (女學校四年生)
- 佐藤 金平 (三七才) 義兄 (夫婦共ニ國民學校教員ニシ  
テ子供五人アリ之ガ面倒ヲ  
母トモニ依頼シ有リ)
- 久子 (三六才) 實姉

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and low contrast.)



備考

一、財産ハ約一五、〇〇〇圓見當（村役場ノ見積リ）

二、右財産ノ一部ヲ擔保トシタル亡父竹次郎時代ノ負債約一、五〇〇

圓

三、右財産ヨリノ果實ハ之ヲ舉ゲテ前掲同居者ノ生活費其他ニ充當

四、速藤秀夫ハ日大中退寮行不良ノ由ユテ二十四才ノ時職馬ニ不敗

シ母方ノ叔父内田庄作ヨリ金三〇〇〇圓ヲ借用シタルモ現在返

済ノ能力ナク家人一同心痛シ居ル状態ナリ

但シ内田庄作ハ村内有數ノ資産家ノ由ナリ

五、本家庭ハ普通ノ生活状態ト原料ス

六、佐藤金平夫婦ノ同居サレルハ母トモノ所望ニ依ルモノノ如シ

Handwritten notes in Japanese, including names like 佐藤金平, 速藤秀夫, and 内田庄作, and numerical figures.

次... 野高家同居者

野高久吉(六一才) 遠藤梅代ノ實父(健ナルモ殆ド收入ナシ)

さき(五〇才) 實母(孫四名ノ養育ニ當ル)

静江(二五才) 實妹

瑠美子(三才) 静江ノ實子

遠藤靖彦(八才) 遠藤梅代ノ長男

幹彦(七才) 次男

瑞穂(三才) 長女

一、財産状態不明ナルモ野高久吉ハ元果物商ニシテ現在ハ殆ド收入ナク静江ノ月収約百圓ヲ以テ生活シ居ル状態ナリ

野高家同居者

野高久吉(六一才) 遠藤梅代ノ實父(健ナルモ殆ド收入ナシ)

さき(五〇才) 實母(孫四名ノ養育ニ當ル)

静江(二五才) 實妹

瑠美子(三才) 静江ノ實子

遠藤靖彦(八才) 遠藤梅代ノ長男

幹彦(七才) 次男

瑞穂(三才) 長女

一、財産状態不明ナルモ野高久吉ハ元果物商ニシテ現在ハ殆ド收入ナク静江ノ月収約百圓ヲ以テ生活シ居ル状態ナリ

〓 (四) (六) (七) (八) (九) (一〇) (一一) (一二) (一三) (一四) (一五) (一六) (一七) (一八) (一九) (二〇) (二一) (二二) (二三) (二四) (二五) (二六) (二七) (二八) (二九) (三〇) (三一) (三二) (三三) (三四) (三五) (三六) (三七) (三八) (三九) (四〇) (四一) (四二) (四三) (四四) (四五) (四六) (四七) (四八) (四九) (五〇) (五一) (五二) (五三) (五四) (五五) (五六) (五七) (五八) (五九) (六〇) (六一) (六二) (六三) (六四) (六五) (六六) (六七) (六八) (六九) (七〇) (七一) (七二) (七三) (七四) (七五) (七六) (七七) (七八) (七九) (八〇) (八一) (八二) (八三) (八四) (八五) (八六) (八七) (八八) (八九) (九〇) (九一) (九二) (九三) (九四) (九五) (九六) (九七) (九八) (九九) (一〇〇)

本籍

静岡県駿東郡愛鷹村西椎路八百九拾五番地

林道村

駿東郡愛鷹村西椎路八百九拾五番地ニ於テ出生父遠藤竹次郎  
 明治四拾貳年九月九日受附入籍

出生届出事項中出生場所及届出人ノ資格並ニ氏名身分登記痕  
 リ記載

昭和貳年四月拾八日前屋竹次郎死亡ニ因リ家督相続親權ヲ  
 行ノ母遠藤とも届出今月貳拾日受附

野高梅代ノ婚姻届出昭和八年拾月拾八日受附

昭和八年八月廿三日 野高梅代ノ結婚届出

野高梅代ノ結婚届出

野高梅代ノ結婚届出

主

戸

主 戸 前

父	三 遠藤竹次郎 長男
母	とも 男

遠藤與四郎

遠藤竹次郎

田舎高梅代ノ結婚届出

駿東郡金岡村澤田拾參番地戸主内村利兵衛貳女明治拾參年七月貳拾六日遠藤竹次郎と婚姻届出今日入籍  
昭和貳年四月拾八日夫竹次郎死亡依り婚姻解消

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出明治拾六年貳月貳拾參日受付入籍  
出生届出事項中出生場所及届出人資格並ニ氏名身分登記ニ依リ記載

田方郡北上村壹町田拾八番地神山武雄と婚姻届出昭和參年貳月拾日北上村長望月精太郎受付今日送付除籍

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出明治拾九年六月拾貳日受付入籍  
出生届出事項中出生場所及届出人資格並ニ氏名身分登記ニ依リ記載

小笠郡原泉村居尻四百拾壹番地佐藤金平と婚姻届出昭和八年壹月拾八日原泉村長中山平作受付同月貳拾壹日送付除籍

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出明治拾四年拾壹月貳拾四日受付入籍  
出生届出事項中出生場所及届出人資格並ニ氏名身分登記ニ依リ記載

沼津市本字大門町参拾六番地野高久吉貳女靜江と婿養子縁組婚姻届出昭和拾四年參月四日沼津市長志林田泰次郎受付  
今日九日送付除籍

養父沼津市本字大門町参拾六番地野高久吉及養母之と協議離縁妻靜江と協議離婚届出昭和拾六年拾壹月拾五日沼津市長名取榮一受付今日拾八日送付復籍助役

母		父	
		内村利兵衛	貳
		とら	女
とら			

母		父	
		三遠藤竹次郎	長
		とも	女
とも			

母		父	
		三遠藤竹次郎	貳
		とも	女
とも			

母		父	
		三遠藤竹次郎	貳
		とも	男
とも			

駿東郡鷹根村西稚路八百九拾五番地ニ於テ出生父遠藤竹次郎  
 届出大正六年貳月貳拾壹日受附入籍  
 駿東郡愛鷹村西稚路八百九拾五番地ニ分家届出昭和拾五年五  
 月参拾日受付除籍

本籍ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出大正六年六月六日受附入籍

父		母	
三遠藤竹次郎	とち		
男			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">X</span> </div>			
父		母	
三遠藤竹次郎	とち		
男			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">X</span> </div>			
出生	父	母	出生
大正八年五月貳拾日	三遠藤竹次郎	とち	大正六年貳月八日
	男		

(沼津市)

本籍ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出大正拾壹年拾月壹日受付入籍

本籍ニ於テ出生父遠藤竹次郎届出大正拾四年九月四日受付入籍

父		母	
三遠藤竹次郎	とち		
男			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">X</span> </div>			
父		母	
三遠藤竹次郎	とち		
男			
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 2em; font-weight: bold;">X</span> </div>			
出生	父	母	出生
大正拾四年八月貳拾日	三遠藤竹次郎	とち	大正拾壹年九月拾八日
	男		

沼津市本字大町町番拾六番地戸主野高久吉長女昭和八年拾月拾八日遠藤與四郎と婚姻届出同日入籍

本籍三ヶ子出生父遠藤與四郎届出昭和拾年壹月貳拾八日受附入籍助役

妻		男長	
父	野高久吉	父	遠藤與四郎
母	六子	母	梅代
	女長		長
出生		出生	
大正叁年壹月貳拾日		昭和拾年壹月拾五日	
梅代		靖彦	

(沼津新報社)

東京市港谷區代々木上原町千百八拾九番地ニ於テ出生父遠藤與四郎届出昭和拾壹年拾月貳拾日受附入籍

東京市港谷區代々木本町七百五拾八番地ニ於テ出生父遠藤與四郎届出昭和拾五年貳月拾参日受附入籍

男		女長	
父	遠藤與四郎	父	遠藤與四郎
母	梅代	母	梅代
	男		女長
出生		出生	
昭和拾壹年拾月拾日		昭和拾五年貳月壹日	
梅代		瑞穂	



*[Faint, mostly illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]*

國産電機株式會社 駿東製作所  
 電話（三島） 三島（代表）八一〇・八一〇―八一四番  
 沼津 一、〇四一番  
 電略（三島局） ×ントツコトカ、サン

小會社を存せざるを以て 謬長殿 主任殿 大變長良にて

頂上を致し奉りて 毎日感謝の日を送るに努むるが

生活の方面は 美々情夫人 現状にて 進んで

生活のよしと 矢張り 甲子午の 序長きりりて 下

やうり 起きけしめ ねやうな 姑夫 ぶきんを 申

思ふやうに おわりませぬ

おのり事 せふと 止ま へるよ お好やうに

おまが けり 添物ききりて 生糸を 作りお

せりませぬ 姑の 義弟の 口 坊主 憎けりや 聚

憎いので へて 折代が 生糸に 送らせ 子供

貴江を もり 足る の ち 美事 通り 遠

大工夫 金貴化を 以て 世の中 へり せし 養





The following is a list of the names of the persons who have been appointed to the various positions in the company. The names are given in the order in which they were appointed. The names are given in the order in which they were appointed.

國産電機株式会社駿東製作所

電話 (三島(代表) 八二〇・八二〇―八二四番  
 沼津 一、〇四一番  
 電略(三島局) スントウウツササン

一 緒に在り事は最初から年計に上りし地の方へはよく  
 利を子供にとりてはより長き事とをとりしむる事す。  
 何時し以ての時々の年計年を事とやどなりてまゝに  
 恐縮にせり。何年一は勿論之理きふうに於て  
 以て教やと上りす。他にお教みする方か三島にせぬので  
 以て遠慮のしとけをとりてはか何年一は教やと上りす。  
 以て直接地をとりてやどなりてはか何年一は教やと上りす。合社  
 する所々の事我々の事か三島より上りて上りてはか何年一は教やと上りす。  
 大要夫は構ははとやどなりてはか何年一は教やと上りす。  
 今おこれゆきまのりて受懐て三島に上りてはか何年一は教やと上りす。  
 以て教やと上りす。

十日子つ

カニ